

広島県告示第三百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成三十年四月十二日までの間、縦覧に供する。

平成三十年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八三号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	旧	新			
庄原市西城町八鳥字宮ノ谷五八三四番一四地 先から 庄原市西城町三坂字笹苜山五一七〇番七五地 先まで	六・二〇〇〇五 三・〇〇〇	六・二〇〇〇五 三・〇〇〇	七、〇〇九・〇〇		
庄原市西城町八鳥字宮ノ谷五八三四番一四地 先から 庄原市西城町三坂字笹苜山五一七〇番七五地 先まで	一〇・〇〇〇〇 一五二・八二〇〇	一〇・〇〇〇〇 一五二・八二〇〇	七、〇〇九・〇〇	四、二三三・〇〇	ダブルウェイ 県道植木三坂 線と一部重複
庄原市西城町三坂字笹苜山五一七〇番七五地 先から 庄原市西城町三坂字笹苜山五一七〇番七五地 先まで	八・〇〇〇〇 七・〇〇〇	八・〇〇〇〇 七・〇〇〇	五四八・〇〇		
庄原市西城町三坂字笹苜山五一七〇番七五地 先から 庄原市西城町三坂字笹苜山五一七〇番七五地 先まで	一七・〇〇〇〇 四八・〇〇〇	一七・〇〇〇〇 四八・〇〇〇	五四八・〇〇	拡幅	
庄原市西城町三坂字笹苜山五一七〇番七五地 先から	二三・〇〇〇〇 三九・〇〇〇	二三・〇〇〇〇 三九・〇〇〇	四六・〇〇		

庄原市西城町三坂字笹苜山五一七〇番二地 先まで	庄原市西城町三坂字笹苜山五一七〇番二地 先から 庄原市西城町三坂字前市場上七九六番一地先 まで	庄原市西城町三坂字三本楨七七〇番一地先か ら 庄原市西城町三坂字大沼山五一三六番一地先 まで	庄原市西城町三坂字大沼山五一三四番一地先 から 庄原市西城町三坂字比丘尼五一四〇番五地先 まで	庄原市西城町三坂字大沼山五一三四番一地先 から 庄原市西城町三坂字比丘尼五一四〇番五地先 まで 庄原市西城町三坂字大沼山五一三四番一地先 から 庄原市西城町三坂字大谷五一三二番一八地先 まで
新	旧	新	旧	新
二・三〇〇〇〇〇〇 四・四〇〇〇〇〇〇	一五〇〇〇〇〇〇 二四〇〇〇〇〇〇	一七〇〇〇〇〇〇 二九〇〇〇〇〇〇	一九〇〇〇〇〇〇 三〇〇〇〇〇〇〇	九・〇〇〇〇〇〇 八・五〇〇〇〇〇〇
四六・〇〇〇	七二〇・〇〇〇	三三三・〇〇〇	三三三・〇〇〇	一、六六二・〇〇〇
拡幅	拡幅	拡幅		ダブルウェイ